



宮 崎 県 公 報

令和 6 年 3 月 29 日 (金曜日) 号外 第 12 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則	頁	○宮崎県財務規則の一部を改正する規則…………… (財政課) 12
○宮崎県行政組織規則等の一部を改正する規則…………… (人事課) 1		告 示
		○宮崎県災害対策本部規程の一部を改正する告示 (危機管理課) 17

規 則

宮崎県行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 6 年 3 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第25号

宮崎県行政組織規則等の一部を改正する規則 (宮崎県行政組織規則の一部改正)

第 1 条 宮崎県行政組織規則 (平成10年宮崎県規則第15号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第 1 章 [略]	第 1 章 [略]
第 2 章 本庁	第 2 章 本庁
第 1 節 [略]	第 1 節 [略]
第 2 節 分掌事務	第 2 節 分掌事務
第 1 款 総合政策部各課の分掌事務 (第 7 条 - 第 9 条の 10)	第 1 款 総合政策部各課の分掌事務 (第 7 条 - 第 9 条の 8)
第 2 款 ~ 第 5 款 [略]	第 2 款 ~ 第 5 款 [略]
第 6 款 商工観光労働部各課の分掌事務 (第 39 条 - 第 44 条の 3)	第 6 款 商工観光労働部各課の分掌事務 (第 39 条 - 第 44 条の 4)
第 7 款 ・ 第 8 款 [略]	第 7 款 ・ 第 8 款 [略]
第 8 款の 2 環境森林部、農政水産部及び県土整備部共管組織の分掌事務 (第 72 条の 3)	第 8 款の 2 宮崎国スポ・障スポ局各課の分掌事務 (第 72 条の 3 - 第 72 条の 6)
第 9 款 [略]	第 8 款の 3 環境森林部、農政水産部及び県土整備部共管組織の分掌事務 (第 72 条の 7)
第 3 章 出先機関	第 9 款 [略]
第 1 節 ~ 第 22 節 [略]	第 3 章 出先機関
第 23 節 ども療育センター (医療型障害児入所施設・福祉型児童発達支援センター・医療型児童発達支援センター) (第 148 条 - 第 151 条)	第 1 節 ~ 第 22 節 [略]
第 23 節の 2 ~ 第 24 節の 2 [略]	第 23 節 ども療育センター (医療型障害児入所施設) (第 148 条 - 第 151 条)
第 24 節の 3 女性相談所 (第 155 条 - 第 157 条)	第 23 節の 2 ~ 第 24 節の 2 [略]
第 24 節の 4 きりしま寮 (女性保護施設) (第 158 条 - 第 160 条)	第 24 節の 3 女性相談支援センター (第 155 条 - 第 157 条)
第 25 節 ~ 第 52 節 [略]	第 24 節の 4 きりしま寮 (女性自立支援施設) (第 158 条 - 第 160 条)
第 4 章 ~ 第 7 章 [略]	第 25 節 ~ 第 52 節 [略]
附則 (定義)	第 4 章 ~ 第 7 章 [略]
	附則 (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) [略]
- (2) 本庁 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第 158条第1項の規定に基づく宮崎県部設置条例（平成16年宮崎県条例第4号）第1条に規定する部及びその内部組織並びに会計管理局及びその内部組織をいう。
- (3)・(4) [略]
(局及び課の設置)

第5条 次の表の左欄に掲げる部に同表の中欄に掲げる局及び同表の右欄に掲げる課を置く。

部	局	課
総合政策部		総合政策課 秘書広報課 統計調査課 総合交通課 中山間・地域政策課 産業政策課 デジタル推進課 生活・協働・男女参画課 みやざき文化振興課 人権同和对策課 国スポ・障スポ準備課 競技力向上推進課
[略]		
福祉保健部		福祉保健課 指導監査・援護課 医療政策課 薬務対策課 国民健康保険課 長寿介護課 障がい福祉課 衛生管理課 健康増進課 感染症対策課
[略]		
商工観光労働部	[略] 観光経済交流局	観光推進課 国際・経済交流課
[略]		
県土整備部	[略]	
[略]		

(課内室の設置)

第5条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表の右欄に掲げる課内室を置く。

課	課 内 室
総合政策課	広域連携推進室
秘書広報課	[略]
[略]	
長寿介護課	[略]
森林経営課	森林管理推進室
[略]	
企業振興課	[略]
観光推進課	スポーツランド推進室
[略]	

(総合政策課)

第7条 総合政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(5) [略]
- (6) 知事会に関すること。
- (7) 他都道府県との広域的連携の促進に関すること。

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) [略]
- (2) 本庁 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第 158条第1項の規定に基づく宮崎県部等設置条例（平成16年宮崎県条例第4号）第1条に規定する部等及びその内部組織並びに会計管理局及びその内部組織をいう。
- (3)・(4) [略]
(局及び課の設置)

第5条 次の表の左欄に掲げる部等に同表の中欄に掲げる局及び同表の右欄に掲げる課を置く。

部等	局	課
総合政策部		総合政策課 広域連携課 秘書広報課 統計調査課 総合交通課 中山間・地域政策課 産業政策課 デジタル推進課 生活・協働・男女参画課 みやざき文化振興課 人権同和对策課
[略]		
福祉保健部		福祉保健課 指導監査・援護課 医療政策課 国民健康保険課 長寿介護課 障がい福祉課 衛生管理課 健康増進課 薬務感染症対策課
[略]		
商工観光労働部	[略] 観光経済交流局	観光推進課 スポーツランド推進課 国際・経済交流課
[略]		
県土整備部	[略]	
宮崎国スポ・障スポ局		総務企画課 競技・式典課 施設調整課 競技力向上推進課
[略]		

(課内室の設置)

第5条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表の右欄に掲げる課内室を置く。

課	課 内 室
秘書広報課	[略]
[略]	
長寿介護課	[略]
薬務感染症対策課	薬務対策室
環境森林課	再造林推進室
[略]	
企業振興課	[略]
[略]	

(総合政策課)

第7条 総合政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(5) [略]

(8)～(16) [略]

2 広域連携推進室においては、前項第6号及び第7号に掲げる事務を分掌する。

(デジタル推進課)

第9条の5 デジタル推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

(5) 県民のデジタル化に対する意識の啓発に関すること。

(6) デジタル・ガバメントの推進に関すること。

(7) デジタル・ガバメントに係るシステム等の整備、管理及び全体最適化に関すること。

(国スポ・障スポ準備課)

第9条の9 国スポ・障スポ準備課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 国民スポーツ大会の開催準備に関すること。

(2) 全国障害者スポーツ大会の開催準備に関すること。

(競技力向上推進課)

第9条の10 競技力向上推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 国民体育大会及び国民スポーツ大会に係る競技力向上の推進に関すること。

(総務課)

第10条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(12) [略]

(13) 他の部及び部内の事務で他課の主管に属さないこと。

(人事課)

第11条 人事課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(7) [略]

(8) 各部及び各課等の分掌事務の決定に関すること。

(9)～(12) [略]

2 [略]

(税務課)

第15条 税務課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(9) [略]

(10)・(11) [略]

(福祉保健課)

第24条 福祉保健課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(8) [略]

(9) 子どもの貧困対策に関すること。

(10)～(14) [略]

(薬務対策課)

第25条の2 薬務対策課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 薬剤師に関すること。

(2) 医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造及び販売その他の薬事に関すること。

(3) 医薬分業に関すること。

(4) 血液対策に関すること。

(5) 毒物劇物に関すること。

(6) 麻薬、向精神薬、あへん、大麻及び覚醒剤に関すること。

(7) 麻薬中毒審査会及び薬事審議会に関すること。

(6)～(14) [略]

(広域連携課)

第7条の2 広域連携課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 知事会に関すること。

(2) 他都道府県との広域的連携の促進に関すること。

(デジタル推進課)

第9条の5 デジタル推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

(5) 庁内のデジタル化の推進に関すること。

(6) 庁内のデジタル化に係るシステム等の整備、管理及び全体最適化に関すること。

(総務課)

第10条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(12) [略]

(13) 他の部等及び部内の事務で他課の主管に属さないこと。

(人事課)

第11条 人事課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(7) [略]

(8) 各部等及び各課等の分掌事務の決定に関すること。

(9)～(12) [略]

2 [略]

(税務課)

第15条 税務課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(9) [略]

(10) 市町村から払い込まれた森林環境税に係る徴収金の受入れ及び国への払込みに関すること。

(11)・(12) [略]

(福祉保健課)

第24条 福祉保健課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(8) [略]

(9)～(13) [略]

<p>(8) <u>新型コロナワクチンの接種に関すること。</u> <u>(感染症対策課)</u> 第30条の2 <u>感染症対策課の分掌事務は、次のとおりとする。</u> (1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>感染症対策審議会及び感染症の診査に関する協議会に関すること。</u></p> <p>(こども家庭課) 第32条 <u>こども家庭課の分掌事務は、次のとおりとする。</u> (1)～(5) [略]</p> <p>(6) [略] (7) <u>要保護女子の保護及び更生に関すること。</u> (8)～(12) [略] (13) <u>女性相談所、きりしま寮、児童相談所、みやざき学園、県立産院、母子・父子福祉センター及び青少年自然の家に関すること。</u> (環境森林課) 第33条 <u>環境森林課の分掌事務は、次のとおりとする。</u> (1) [略] (2) <u>ゼロカーボン社会づくりに関すること。</u> (3)～(6) [略]</p> <p>(7)～(12) [略]</p> <p>(森林経営課) 第37条 <u>森林経営課の分掌事務は、次のとおりとする。</u> (1)・(2) [略] (3) <u>林業普及指導事業に関すること。</u> (4) <u>林業後継者に関すること。</u> (5)～(7) [略] (8) <u>森林経営管理制度に関すること。</u> (9) [略] (10) <u>スマート林業の推進に関すること。</u> (11) [略] (12) <u>林業技術センターに関すること。</u> 2 <u>森林管理推進室においては、前項第8号から第11号までに掲げ</u></p>	<p><u>(薬務感染症対策課)</u> 第30条の2 <u>薬務感染症対策課の分掌事務は、次のとおりとする。</u> (1)・(2) [略] (3) <u>感染症予防計画に関すること。</u> (4) <u>感染症対策連携協議会に関すること。</u> (5) <u>医療措置協定等に関すること。</u> (6) <u>新型インフルエンザ等対策行動計画に関すること。</u> (7) <u>薬剤師に関すること。</u> (8) <u>医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造及び販売その他の薬事に関すること。</u> (9) <u>医薬分業に関すること。</u> (10) <u>血液対策に関すること。</u> (11) <u>毒物劇物に関すること。</u> (12) <u>麻薬、向精神薬、あへん、大麻及び覚醒剤に関すること。</u> (13) <u>感染症対策審議会、感染症の診査に関する協議会、麻薬中毒審査会及び薬事審議会に関すること。</u> 2 <u>薬務対策室においては、前項第7号から第12号までに掲げる事務及び第13号に掲げる事務のうち麻薬中毒審査会及び薬事審議会に関する事務を分掌する。</u> (こども家庭課) 第32条 <u>こども家庭課の分掌事務は、次のとおりとする。</u> (1)～(5) [略] (6) <u>子どもの貧困対策に関すること。</u> (7) [略] (8) <u>困難な問題を抱える女性への支援に関すること。</u> (9)～(13) [略] (14) <u>女性相談支援センター、きりしま寮、児童相談所、みやざき学園、県立産院、母子・父子福祉センター及び青少年自然の家に関すること。</u> (環境森林課) 第33条 <u>環境森林課の分掌事務は、次のとおりとする。</u> (1) [略] (2) <u>脱炭素の推進に関すること。</u> (3)～(6) [略] (7) <u>再生林の推進に関すること。</u> (8) <u>森林経営管理制度に関すること。</u> (9) <u>スマート林業の推進に関すること。</u> (10) <u>林業普及指導事業に関すること。</u> (11)～(16) [略] 2 <u>再生林推進室においては、前項第7号から第10号までに掲げる事務を分掌する。</u> (森林経営課) 第37条 <u>森林経営課の分掌事務は、次のとおりとする。</u> (1)・(2) [略] (3)～(5) [略] (6) [略] (7) [略]</p>
---	--

る事務を分掌する。

(山村・木材振興課)

第38条 山村・木材振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) [略]
- (2) 木材の生産、加工及び利用に関すること。
- (3) 木材関係産業の育成指導等に関すること。
- (4) 木材の流通及び需要拡大に関すること。
- (5) 林業及び木材産業の構造対策に関すること。
- (6) 林業及び木材産業の金融に関すること。
- (7) 地域木造住宅の振興に関すること。
- (8) 林業に係る山村振興対策の推進に関すること。
- (9) 木質バイオマスに関すること。
- (10) 森林組合等に関すること。
- (11) 林業の担い手に関すること。
- (12) 特用林産物の生産及び流通に関すること。
- (13) 木材利用技術センターに関すること。

2 みやざきスギ活用推進室においては、前項第2号から第7号までに掲げる事務を分掌する。

(観光推進課)

第44条の2 観光推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(8) [略]
- (9) スポーツランドみやざきの推進に関すること。

(10)・(11) [略]

2 スポーツランド推進室においては、前項第9号に掲げる事務を分掌する。

(国際・経済交流課)

第44条の3 国際・経済交流課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) みやざきのアピールに関する施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 県外への情報発信に関すること。
- (3)～(13) [略]

(高速道対策局)

第72条の2 [略]

(山村・木材振興課)

第38条 山村・木材振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) [略]
- (2) 林業に係る山村振興対策の推進に関すること。
- (3) 森林組合等に関すること。
- (4) 林業の担い手に関すること。
- (5) 特用林産物の生産及び流通に関すること。
- (6) 林業後継者に関すること。
- (7) 木材の生産、加工及び利用に関すること。
- (8) 木材関係産業の育成指導等に関すること。
- (9) 木材の流通及び需要拡大に関すること。
- (10) 林業及び木材産業の構造対策に関すること。
- (11) 林業及び木材産業の金融に関すること。
- (12) 地域木造住宅の振興に関すること。
- (13) 木質バイオマスに関すること。
- (14) 林業技術センター及び木材利用技術センターに関すること。

2 みやざきスギ活用推進室においては、前項第7号から第13号までに掲げる事務及び第14号に掲げる事務のうち木材利用技術センターに関する事務を分掌する。

(観光推進課)

第44条の2 観光推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(8) [略]
- (9) みやざきのアピールに関する施策の企画及び総合調整に関すること。
- (10) 県外への情報発信に関すること。
- (11)・(12) [略]

(スポーツランド推進課)

第44条の3 スポーツランド推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) スポーツランドみやざきの推進に関すること。

(国際・経済交流課)

第44条の4 国際・経済交流課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(11) [略]

(高速道対策局)

第72条の2 [略]

第8款の2 宮崎国スポ・障スポ局各課の分掌事務

(総務企画課)

第72条の3 総務企画課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 第81回国民スポーツ大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の総合企画及び総合調整に関すること。
- (2) 第81回国民スポーツ大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の広報活動、県民運動、募金及び企業協賛に関すること。
- (3) 第26回全国障害者スポーツ大会の競技の運営に関すること。
- (4) その他第81回国民スポーツ大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の開催に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

第 8 款の 2 環境森林部、農政水産部及び県土整備部共
管組織の分掌事務

第 72 条の 3 [略]

(所掌事務)

第 89 条 県税・総務事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(12) [略]

(13)～(27) [略]

(分掌事務)

第 91 条 前条に規定する宮崎県税・総務事務所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課

(1)～(11) [略]

(12)～(14) [略]

[略]

2～4 [略]

(分掌事務)

第 98 条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

福祉課

(1)～(10) [略]

(11) 要保護女子の保護及び更正に関すること。

(12)～(21) [略]

[略]

(分掌事務)

第 104 条の 2 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

生活福祉課

(1)・(2) [略]

(3) 要保護女子の保護及び更正に関すること。

(4)～(6) [略]

(5) 局内各課の連絡調整に関すること。

(6) 局内各課の総務事務の処理に関すること（総務事務センターの主管に属するものを除く。）。

(7) 局内の事務で他課の主管に属さないこと。

(競技・式典課)

第 72 条の 4 競技・式典課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 第 81 回国民スポーツ大会及び第 26 回全国障害者スポーツ大会の式典に関すること。

(2) 第 81 回国民スポーツ大会の競技の運営に関すること。

(施設調整課)

第 72 条の 5 施設調整課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 第 81 回国民スポーツ大会及び第 26 回全国障害者スポーツ大会の施設に関すること。

(2) 第 81 回国民スポーツ大会及び第 26 回全国障害者スポーツ大会に係る宿泊・衛生、医療救護、輸送・交通及び警備・消防・防災に関すること。

(競技力向上推進課)

第 72 条の 6 競技力向上推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 国民スポーツ大会に係る競技力向上の推進に関すること。

第 8 款の 3 環境森林部、農政水産部及び県土整備部共
管組織の分掌事務

第 72 条の 7 [略]

(所掌事務)

第 89 条 県税・総務事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(12) [略]

(13) 市町村から払い込まれた森林環境税に係る徴収金の受入れに関すること。

(14)～(28) [略]

(分掌事務)

第 91 条 前条に規定する宮崎県税・総務事務所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課

(1)～(11) [略]

(12) 市町村から払い込まれた森林環境税に係る徴収金の受入れに関すること。

(13)～(15) [略]

[略]

2～4 [略]

(分掌事務)

第 98 条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

福祉課

(1)～(10) [略]

(11) 困難な問題を抱える女性への支援に関すること。

(12)～(21) [略]

[略]

(分掌事務)

第 104 条の 2 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

生活福祉課

(1)・(2) [略]

(3) 困難な問題を抱える女性への支援に関すること。

(4)～(6) [略]

〔略〕

(分掌事務)

第 108条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

〔略〕

地域福祉課

(1)・(2) 〔略〕

(3) 要保護女子の保護及び更正に関すること。

(4)～(6) 〔略〕

(分掌事務)

第 116条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務企画課

(1)～(9) 〔略〕

(10) 介護老人保健施設、介護医療院及び指定介護療養型医療施設の指導監督に関すること。

(11)～(16) 〔略〕

〔略〕

第23節 こども療育センター (医療型障害児入所施設・福祉型児童発達支援センター・医療型児童発達支援センター)

(設置)

第 148条 児童福祉法 (昭和22年法律第 164号) 第42条第 2号に定める支援を行うこと並びに同法第43条第 1号及び第 2号に定める支援を提供することを目的として、こども療育センターを置く。

第24節の 3 女性相談所

(設置)

第 155条 売春防止法 (昭和31年法律第 118号) 第34条第 1項の規定に基づき、要保護女子の保護更生に関する業務を行うため、女性相談所を置く。

(名称及び位置)

第 156条 女性相談所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
宮崎県女性相談所	〔略〕

(所掌事務)

第 157条 女性相談所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 要保護女子に関する各般の問題についての相談に関すること。
- (2) 要保護女子及びその家族に関する必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定並びにこれらの附随する必要な指導に関すること。
- (3) 要保護女子の一時保護に関すること。
- (4)・(5) 〔略〕

第24節の 4 きりしま寮 (女性保護施設)

(設置)

第 158条 売春防止法第36条の規定に基づき、要保護女子を収容保護するため、きりしま寮を置く。

(所掌事務)

第 160条 きりしま寮の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 要保護女子の収容保護に関すること。
- (2) 要保護女子の生活指導及び職業指導に関すること。
- (3) 〔略〕

〔略〕

(分掌事務)

第 108条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

〔略〕

地域福祉課

(1)・(2) 〔略〕

(3) 困難な問題を抱える女性への支援に関すること。

(4)～(6) 〔略〕

(分掌事務)

第 116条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務企画課

(1)～(9) 〔略〕

(10) 介護老人保健施設及び介護医療院の指導監督に関すること。

(11)～(16) 〔略〕

〔略〕

第23節 こども療育センター (医療型障害児入所施設)

(設置)

第 148条 児童福祉法 (昭和22年法律第 164号) 第42条第 2号に定める支援を行うことを目的として、こども療育センターを置く。

第24節の 3 女性相談支援センター

(設置)

第 155条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 (令和 4 年法律第52号) 第 9 条第 1 項の規定に基づき、困難な問題を抱える女性への支援に関する業務を行うため、女性相談支援センターを置く。

(名称及び位置)

第 156条 女性相談支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
宮崎県女性相談支援センター	〔略〕

(所掌事務)

第 157条 女性相談支援センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題についての相談に関すること。
- (2) 困難な問題を抱える女性及びその家族に関する必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定並びにこれらの附随する必要な指導に関すること。
- (3) 困難な問題を抱える女性の一時保護に関すること。
- (4)・(5) 〔略〕

第24節の 4 きりしま寮 (女性自立支援施設)

(設置)

第 158条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条第 1 項の規定に基づき、困難な問題を抱える女性の保護及び自立支援を実施するため、きりしま寮を置く。

(所掌事務)

第 160条 きりしま寮の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 困難な問題を抱える女性の入所保護に関すること。
- (2) 困難な問題を抱える女性の自立支援に関すること。
- (3) 〔略〕

<p>(内部組織)</p> <p>第 239 条 宮崎土木事務所に次の課を置く。</p> <p>〔略〕</p> <p>用地課</p> <p>建築課</p> <p>〔略〕</p> <p>2～6 〔略〕</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第 240 条 前条第 1 項から第 5 項までに規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課（宮崎土木事務所、都城土木事務所、日向土木事務所及び延岡土木事務所にあつては、第 3 号から第 5 号まで、第 8 号、第 10 号、第 17 号及び第 22 号を除く。）</p> <p>(1)～(15) 〔略〕</p> <p>(16) 都市計画に関すること（用地課、建築課、技術調整課、道路課及び工務課の主管に属するものを除く。）。</p> <p>(17) 〔略〕</p> <p>(18) 建築に関すること（宮崎土木事務所を除く。）。</p> <p>(19) 県営住宅の維持管理に関すること（宮崎土木事務所を除く。）。</p> <p>(20)・(21) 〔略〕</p> <p>(22) 建設工事に係る資材の分別解体等に関すること（建築課、道路課、河川砂防課及び工務課の主管に属するものを除く。）。</p> <p>(23) 〔略〕</p> <p>用地課</p> <p>(1)～(8) 〔略〕</p> <p>(9) 建設工事に係る資材の分別解体等に関すること（建築課、技術調整課、道路課、河川砂防・都市公園課及び河川砂防課の主管に属するものを除く。）。</p> <p>建築課</p> <p>(1) 建築に関すること。</p> <p>(2) 都市計画に関すること（技術調整課及び道路課の主管に属するものを除く。）。</p> <p>(3) 県営住宅の維持管理に関すること。</p> <p>(4) 建設工事に係る資材の分別解体等に関すること（技術調整課、道路課及び河川砂防・都市公園課の主管に属するものを除く。）。</p> <p>〔略〕</p> <p>(名称等)</p> <p>第 262 条 法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関の名称、担当事務及び主管部課は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">名 称</th> <th style="width: 55%;">担 任 事 務</th> <th style="width: 30%;">主 管 部 課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮崎県地方独立行政法人評価委員会</td> <td>〔略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮崎県麻薬中毒審査会</td> <td>麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）第 58 条の 8 第 4 項（同法第 58 条の 9 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による措置入院者の入院継続の適否の審査に関する事務</td> <td>福祉保健 部薬務対 策課</td> </tr> <tr> <td>宮崎県薬事審</td> <td>医薬品、医療機器等の品質、有効</td> <td>福祉保健</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	担 任 事 務	主 管 部 課	〔略〕			宮崎県地方独立行政法人評価委員会	〔略〕		宮崎県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）第 58 条の 8 第 4 項（同法第 58 条の 9 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による措置入院者の入院継続の適否の審査に関する事務	福祉保健 部薬務対 策課	宮崎県薬事審	医薬品、医療機器等の品質、有効	福祉保健	<p>(内部組織)</p> <p>第 239 条 宮崎土木事務所に次の課を置く。</p> <p>〔略〕</p> <p>用地課</p> <p>〔略〕</p> <p>2～6 〔略〕</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第 240 条 前条第 1 項から第 5 項までに規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課（宮崎土木事務所、都城土木事務所、日向土木事務所及び延岡土木事務所にあつては、第 3 号から第 5 号まで、第 8 号、第 10 号、第 17 号及び第 22 号を除く。）</p> <p>(1)～(15) 〔略〕</p> <p>(16) 都市計画に関すること（用地課、技術調整課、道路課及び工務課の主管に属するものを除く。）。</p> <p>(17) 〔略〕</p> <p>(18) 建築に関すること。</p> <p>(19) 県営住宅の維持管理に関すること。</p> <p>(20)・(21) 〔略〕</p> <p>(22) 建設工事に係る資材の分別解体等に関すること（道路課、河川砂防課及び工務課の主管に属するものを除く。）。</p> <p>(23) 〔略〕</p> <p>用地課</p> <p>(1)～(8) 〔略〕</p> <p>(9) 建設工事に係る資材の分別解体等に関すること（技術調整課、道路課、河川砂防・都市公園課及び河川砂防課の主管に属するものを除く。）。</p> <p>〔略〕</p> <p>(名称等)</p> <p>第 262 条 法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関の名称、担当事務及び主管部課は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">名 称</th> <th style="width: 55%;">担 任 事 務</th> <th style="width: 30%;">主 管 部 課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮崎県地方独立行政法人評価委員会</td> <td>〔略〕</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	担 任 事 務	主 管 部 課	〔略〕			宮崎県地方独立行政法人評価委員会	〔略〕	
名 称	担 任 事 務	主 管 部 課																							
〔略〕																									
宮崎県地方独立行政法人評価委員会	〔略〕																								
宮崎県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）第 58 条の 8 第 4 項（同法第 58 条の 9 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による措置入院者の入院継続の適否の審査に関する事務	福祉保健 部薬務対 策課																							
宮崎県薬事審	医薬品、医療機器等の品質、有効	福祉保健																							
名 称	担 任 事 務	主 管 部 課																							
〔略〕																									
宮崎県地方独立行政法人評価委員会	〔略〕																								

議会	性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第 145号）第 3 条第 1 項の規定による薬事に関する県の事務及び同法に基づき知事の権限に属する事務のうち政令で定めるものに関する重要事項を調査審議する事務	部薬務対策課			
[略]			[略]		
宮崎県障がい者差別解消支援協議会	障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例（平成28年宮崎県条例第23号）第11条第 2 項の規定による障がいを理由とする差別の解消の推進に関する事項についての調査審議及び障がいを理由とする不利益な取扱いに該当する事案についての助言又はあっせんに関する事務	[略]	宮崎県障がい者差別解消支援協議会	障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例（平成28年宮崎県条例第23号）第11条第 2 項の規定による障がいを理由とする差別の解消の推進に関する事項についての調査審議及び障がいを理由とする不利益な取扱いに該当する事案又は合理的な配慮の提供義務の違反に該当する事案についての助言又はあっせんに関する事務	[略]
[略]			[略]		
宮崎県感染症対策審議会	[略]	福祉保健部感染症対策課	宮崎県感染症対策審議会	[略]	福祉保健部薬務感染症対策課
宮崎県感染症診査協議会	[略]	福祉保健部感染症対策課	宮崎県感染症診査協議会	[略]	福祉保健部薬務感染症対策課
			宮崎県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第58条の 8 第 4 項（同法第58条の 9 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による措置入院者の入院継続の適否の審査に関する事務	福祉保健部薬務感染症対策課
			宮崎県薬事審議会	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第 145号）第 3 条第 1 項の規定による薬事に関する県の事務及び同法に基づき知事の権限に属する事務のうち政令で定めるものに関する重要事項を調査審議する事務	福祉保健部薬務感染症対策課
[略]			[略]		
(部長等)			(部長等)		
第 263条 部に部長（総合政策部にあつては部長及び政策調整監、総務部にあつては部長及び危機管理統括監）を置く。			第 263条 部等に部長（総合政策部にあつては部長及び政策調整監、総務部にあつては部長及び危機管理統括監、宮崎国スポ・障スポ局にあつては局長）を置く。		
2 部長（危機管理統括監を含む。）は、上司の命を受けて、部の事務（総合政策部長にあつては広域連携推進室の事務を除く総合政策部の事務、総務部長にあつては危機管理局の事務を除く総務部の事務、危機管理統括監にあつては危機管理局の事務）を掌理し、所属職員を指揮監督する。			2 部長（危機管理統括監及び宮崎国スポ・障スポ局長を含む。）は、上司の命を受けて、部等の事務（総合政策部長にあつては広域連携課の事務を除く総合政策部の事務、総務部長にあつては危機管理局の事務を除く総務部の事務、危機管理統括監にあつては危機管理局の事務）を掌理し、所属職員を指揮監督する。		
3 政策調整監は、上司の命を受けて、広域連携推進室の事務を掌理する。			3 政策調整監は、上司の命を受けて、広域連携課の事務を掌理する。		

4・5 [略]

6 部及び会計管理局に次長を置く。この場合において、必要に応じ、一の部に2人以上置くことができる。

7 次長（危機管理局にあっては局長）は、部長（危機管理局にあっては危機管理統括監、会計管理局にあっては会計管理局长）を補佐する。

8 局に局長を置く。

9 局長（危機管理局を除く。）は、上司の命を受けて、局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

10～15 [略]

（交通・地域安全対策監等）

第 265条 前2条に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる本庁の組織にそれぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

組 織	職	職 務
総合政策部	[略]	
[略]		

（県参事等）

第 266条 [略]

2 前3条及び前項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる本庁の組織に、必要に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

組 織	職	職 務
[略]		
局（課を有する局を除く。）	[略]	
	副参事補	[略]
	[略]	
	専門主幹	上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする局の特定の事務を掌理する。
	副主幹	[略]
	[略]	
課	副参事補	[略]
	[略]	
	専門主幹	上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする課の特定の事務を掌理する。
	副主幹	[略]

4・5 [略]

6 部等及び会計管理局に次長を置く。この場合において、必要に応じ、一の部等に2人以上置くことができる。

7 次長（危機管理局にあっては局長）は、部長（危機管理局にあっては危機管理統括監、宮崎国スポ・障スポ局にあっては局長、会計管理局にあっては会計管理局长）を補佐する。

8 局（宮崎国スポ・障スポ局を除く。）に局長を置く。

9 局長（宮崎国スポ・障スポ局及び危機管理局を除く。）は、上司の命を受けて、局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

10～15 [略]

（交通・地域安全対策監等）

第 265条 前2条に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる本庁の組織にそれぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

組 織	職	職 務
総合政策部	[略]	
福祉保健部	衛生技監	上司の命を受けて、健康危機管理対策の総合調整に関する事務を掌理する。
[略]		

2 衛生技監は、保健所長のうちの1人をもって充てる。

（県参事等）

第 266条 [略]

2 前3条及び前項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる本庁の組織に、必要に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

組 織	職	職 務
[略]		
局（課を有する局を除く。以下この条において同じ。）	[略]	
	副参事補	[略]
	専任主幹	上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする局の特定の事務を掌理する。
	[略]	
	専任副主幹	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその相当高度の専門的業務に従事し、又は局の特定の事務を掌理する。
	副主幹	[略]
	専任主査	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその専門的業務に従事する。
	[略]	
課	副参事補	[略]
	専任主幹	上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする課の特定の事務を掌理する。
	[略]	
	専任副主幹	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその相当高度の専門的業務に従事し、又は課の特定の事務を掌理する。
	副主幹	[略]
	専任主査	上司の命を受けて、専門的知識及び

	[略]

(専門主事等)

第 269条 第 263条から前条までに規定する職のほか、本庁に、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

職	職 務
専門主事	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。
専門技師	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする技術に従事する。
[略]	

(職)

第 271条 次の表の左欄に掲げる出先機関に、それぞれ同表の右欄に掲げる職を置く。

出先機関及びその他の機関	職
[略]	
女性相談所	[略]
[略]	
家畜保健衛生所	所長 副所長 (宮崎家畜保健衛生所 ^{にあっては、2人}) 課長
[略]	

(副参事等)

第 273条 第 271条に規定する職のほか、出先機関に必要なに応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

職	職務
副参事	[略]
[略]	
専門主幹	上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする所属の特定の事務を掌理する。
副主幹	[略]
[略]	

(主任主事等)

	経験を必要とするその専門的業務に従事する。
	[略]

3 前3条及び前2項に規定する職のほか、本庁の局又は課に、必要に応じ、専門主幹を置く。

4 専門主幹は、上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする局又は課の特定の事務を掌理する。

(専任主事等)

第 269条 第 263条から前条までに規定する職のほか、本庁に、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

職	職 務
専任主事	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする複雑な事務に従事する。
専任技師	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする複雑な技術に従事する。
[略]	

2 第 263条から前条まで及び前項に規定する職のほか、本庁に、専門主事及び専門技師を置く。

3 専門主事は、上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。

4 専門技師は、上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする技術に従事する。

(職)

第 271条 次の表の左欄に掲げる出先機関に、それぞれ同表の右欄に掲げる職を置く。

出先機関及びその他の機関	職
[略]	
女性相談支援センター	[略]
[略]	
家畜保健衛生所	所長 副所長 (2人) 課長
[略]	

(副参事等)

第 273条 第 271条に規定する職のほか、出先機関に必要なに応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

職	職務
副参事	[略]
専任主幹	上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする所属の特定の事務を掌理する。
[略]	
専任副主幹	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその相当高度の専門的業務に従事し、又は所属の特定の事務を掌理する。
副主幹	[略]
専任主査	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその専門的業務に従事する。
[略]	

2 第 271条及び前項に規定する職のほか、出先機関に、必要に応じ、専門主幹を置く。

3 専門主幹は、上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする所属の特定の事務を掌理する。

(主任主事等)

第 277 条 第 271 条、第 273 条、第 275 条及び前条に規定する職のほか、出先機関に、第 269 条の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

第 277 条 第 271 条、第 273 条、第 275 条及び前条に規定する職のほか、出先機関に、第 269 条第 1 項の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

2 第 271 条、第 273 条、第 275 条、前条及び前項に規定する職のほか、出先機関に、第 269 条第 2 項に規定する職を置き、その職務は、それぞれ同条第 3 項及び第 4 項に規定するとおりとする。

（知事の職務代理に関する規則の一部改正）

第 2 条 知事の職務代理に関する規則（昭和30年宮崎県規則第73号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第 4 条 法第 152 条第 3 項の規定による知事、副知事及び前条に規定する職務代理者とともに事故があるとき又は知事、副知事及び前条に規定する職務代理者がともに欠けたときの知事の職務代理者は、 <u>宮崎県部設置条例</u> （平成16年宮崎県条例第 4 号）第 1 条の表に規定する部（総合政策部を除く。以下同じ。）の部長の職にある者とし、その順序は、同表に掲げる部の順序とする。	第 4 条 法第 152 条第 3 項の規定による知事、副知事及び前条に規定する職務代理者とともに事故があるとき又は知事、副知事及び前条に規定する職務代理者がともに欠けたときの知事の職務代理者は、 <u>宮崎県部等設置条例</u> （平成16年宮崎県条例第 4 号）第 1 条の表に規定する部等（総合政策部を除く。以下同じ。）の部長（ <u>宮崎国スポ・障スポ局にあっては局長</u> ）の職にある者とし、その順序は、同表に掲げる部等の順序とする。

（公有財産取扱規則の一部改正）

第 3 条 公有財産取扱規則（昭和39年宮崎県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（用語の定義） 第 2 条 [略] （1）～（3） [略] （4） 部局 <u>宮崎県部設置条例</u> （平成16年宮崎県条例第 4 号）第 1 条に規定する部及び宮崎県行政組織規則（平成10年宮崎県規則第15号。以下「組織規則」という。）第 6 条第 1 項に規定する会計管理局をいう。 （5）～（11） [略]	（用語の定義） 第 2 条 [略] （1）～（3） [略] （4） 部局 <u>宮崎県部等設置条例</u> （平成16年宮崎県条例第 4 号）第 1 条に規定する部等及び宮崎県行政組織規則（平成10年宮崎県規則第15号。以下「組織規則」という。）第 6 条第 1 項に規定する会計管理局をいう。 （5）～（11） [略]

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に次の表の左欄に掲げる機関の職にある者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ同表の右欄に掲げる機関の相当の職に命ぜられたものとみなす。

総合政策部総合政策課広域連携推進室	総合政策部広域連携課
総合政策部競技力向上推進課	宮崎国スポ・障スポ局競技力向上推進課
福祉保健部薬務対策課	福祉保健部薬務感染症対策課薬務対策室
福祉保健部感染症対策課	福祉保健部薬務感染症対策課
環境森林部森林経営課森林管理推進室	環境森林部環境森林課再造林推進室
商工観光労働部観光経済交流局観光推進課スポーツランド推進室	商工観光労働部観光経済交流局スポーツランド推進課
女性相談所	女性相談支援センター
宮崎土木事務所建築課	宮崎土木事務所総務課

宮崎県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第26号

宮崎県財務規則の一部を改正する規則

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（出納員への委任） 第 5 条 会計管理者は、次の各号に掲げる出納員に対して当該各号	（出納員への委任） 第 5 条 会計管理者は、次の各号に掲げる出納員に対して当該各号

に掲げる会計事務を委任する。

(1)～(4)の2 [略]

(5) 県税・総務事務所の納税管理課長(宮崎県税・総務事務所、都城県税・総務事務所及び延岡県税・総務事務所においては、管理課長)である出納員 当該県税・総務事務所に属する第4号アからキまでに掲げる事務並びに県税に係る徴収金の収納、地方法人特別税、特別法人事業税及び軽自動車税の環境性能割に係る徴収金の受入れ並びに収入証紙の出納及び保管に関すること。

(5)の2～(7) [略]

(書類の合議)

第10条 次に掲げる事項については、総務部長及び会計管理者に合議しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(収入金の徴収又は収納の委託)

第47条 部局の長は、令第158条第1項の規定により収入金の徴収又は収納の事務の委託をしようとするときは、総務部長及び会計管理者に合議しなければならない。

2 令第158条第1項の規定により収入金の徴収の事務の委託を受けた者(以下本条において「徴収受託者」という。)は、当該受託に係る収入金があるときは調定元帳によりこれを調定し、納入義務者に納入通知書を交付しなければならない。この場合において、法令の規定又は当該収入金の性質により事前に調定することができないときは、収納後に調定するものとし、納入通知書を交付しがたい場合には、第35条第1項ただし書の規定を準用する。

3 [略]

4 徴収受託者及び令第158条第1項の規定により収入金の収納の事務の委託を受けた者(以下本条において「収納受託者」という。)は、納入義務者から受託に係る収入金を徴収し、又は収納したときは、委託収納領収証を交付するとともに当該収入金を、直ちに(契約に別段の定めのあるものについては、その定めた日までに)、現金払込書その他知事が認めた方法により指定金融機関等に払い込まなければならない。

に掲げる会計事務を委任する。

(1)～(4)の2 [略]

(5) 県税・総務事務所の納税管理課長(宮崎県税・総務事務所、都城県税・総務事務所及び延岡県税・総務事務所においては、管理課長)である出納員 当該県税・総務事務所に属する第4号アからキまでに掲げる事務並びに県税に係る徴収金の収納、地方法人特別税、特別法人事業税、軽自動車税の環境性能割及び森林環境税(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)第1条に規定する森林環境税をいう。以下同じ。)に係る徴収金の受入れ並びに収入証紙の出納及び保管に関すること。

(5)の2～(7) [略]

(書類の合議)

第10条 次に掲げる事項については、総務部長及び会計管理者に合議しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 法第243条の2第1項の規定による指定公金事務取扱者(同条第2項に規定する指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。)の指定及び公金事務の委託並びに法第243条の2の3第1項の規定による指定の取消しに関すること。

(4) [略]

(収入金の徴収又は収入金等の収納の委託)

第47条 法第243条の2第1項の規定により収入金の徴収の事務の委託を受けた指定公金事務取扱者(以下本条において「徴収受託者」という。)は、当該受託に係る収入金があるときは調定元帳によりこれを調定し、納入義務者に納入通知書を交付しなければならない。この場合において、法令の規定又は当該収入金の性質により事前に調定することができないときは、収納後に調定するものとし、納入通知書を交付しがたい場合には、第35条第1項ただし書の規定を準用する。

2 [略]

3 徴収受託者及び法第243条の2第1項の規定により収入金又は歳入歳出外現金(以下本条において「収入金等」という。)の収納の事務の委託を受けた指定公金事務取扱者(以下本条において「収納受託者」という。)は、納入義務者又は納入(以下本条において「納入義務者等」という。)から受託に係る収入金を徴収し、又は収入金等を収納したときは、委託収納領収証(契約に別段の定めのあるものについては、その領収証)(以下本条において「領収証書」という。)を交付するとともにその徴収した収入金又はその収納した収入金等を、直ちに(契約に別段の定めのあるものについては、その定めた日までに)、現金払込書その他知事が認めた方法により指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、契約に別段の定めのある場合及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下本条において同じ。)により現金の納付を証することができる収入金等は、領収証書の交付を省

5 [略]

6 徴収受託者は、第2項の規定により調定したときは調定報告書を、徴収受託者又は収納受託者は、第4項の規定により指定金融機関等に払込みをしたときは収納金払込報告書を作成し、関係書類とともに所定の期日までに部局長に提出しなければならない。

7 前項に規定する収納金払込報告書及び関係書類の提出については、当該収納金払込報告書及び関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次条及び第47条の3において同じ。）により行うことができる。

8 徴収受託者及び収納受託者は、受託に係る収入金の徴収又は収納を行うときは、収入事務委託身分証を携帯し、納入義務者から要求があったときは、これを提示しなければならない。ただし、知事が特に認めたときは、この限りでない。

（県税の収納事務の委託）

第47条の2 総務部長は、令第158条の2第1項の規定により県税の収納の事務の委託をしようとするときは、会計管理者に合議しなければならない。

2 令第158条の2第1項の規定により県税の収納の事務の委託を受けた者（次項及び第4項において「県税の収納受託者」という。）は、納税者から県税を収納したときは、領収証書を交付するとともに、収納した県税を当該委託に係る契約で定めた日までに、現金払込書その他知事が認めた方法により指定金融機関等に払い込まなければならない。

3 県税の収納受託者は、徴収金整理簿を備えて収納の都度これを記帳し、関係書類とともに整理しておかななければならない。ただし、知事が特に認めたものについては、帳簿の登記を省略することができる。

4 県税の収納受託者は、第2項の規定により指定金融機関等に払込みをしたときは、収納金払込報告書を作成し、関係書類とともに所定の期日までに総務部長に提出しなければならない。

5 前項に規定する収納金払込報告書及び関係書類の提出については、当該収納金払込報告書及び関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録により行うことができる。

（県税の収納事務を委託できる基準）

第47条の3 令第158条の2第1項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

（1）委託する事務又はこれに類する事務について相当の知識及び経験を有しており、かつ、経営状況及び財務状況が良好で、収納した県税を遅滞なく県に払い込むことができる者であること。

（2）収納した県税について、その収納状況を帳簿（当該帳簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）によって正確に記録及び管理し、その収納状況を県に遅滞なく報告することができる組織体制及び技術を有する者であること。

（3）県税の収納事務を遂行するのに十分な事業規模を有する者であること。

（予算執行の伺い及び合議等）

第54条 [略]

2 部局において次に掲げる経費に係る予算執行伺又は債務負担行為をするときは、財政課長に合議しなければならない。ただし、

略することができる。

4 [略]

5 徴収受託者は、第1項の規定により調定したときは調定報告書を、徴収受託者又は収納受託者は、第3項の規定により指定金融機関等に払込みをしたときは収納金払込報告書を作成し、関係書類とともに所定の期日までに部局長に提出しなければならない。

6 前項に規定する収納金払込報告書及び関係書類の提出については、当該収納金払込報告書及び関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録により行うことができる。

7 徴収受託者及び収納受託者は、受託に係る収入金の徴収又は収入金等の収納を行うときは、収入事務委託身分証を携帯し、納入義務者等から要求があったときは、これを提示しなければならない。ただし、知事が特に認めたときは、この限りでない。

（予算執行の伺い及び合議等）

第54条 [略]

2 部局において次に掲げる経費に係る予算執行伺又は債務負担行為をするときは、財政課長に合議しなければならない。ただし、

第3号から第5号まで及び第7号に掲げる経費のうち宮崎県事務
 決裁規程（昭和40年訓令第1号）に定める次長及び課長の専決す
 べきものに係る予算執行何については、この限りでない。

(1) 報償費（1名につき1日当たり1万円を超えるものに限る
 。）

(2)～(13) [略]

3 [略]

4 次の各号のいずれかに該当するときは、部局にあっては財政課
 長及び会計課長に、かいにあっては出納員に合議しなければならない。

(1) 支出をした経費（法第8章に規定する給与その他の給付（
 以下「給与その他の給付」という。）及び共済費を除く。）に
 ついて所属会計、会計年度又は科目の更正をするとき。

(2) 過年度支出をしようとするとき（自動口座振替により支払
 うために資金前渡をする日が出納閉鎖日の翌日以降となった場
 合を除く。）。

(3) 支出事務を私人に委託しようとするとき。

5 次の各号のいずれかに該当するときは、部局にあっては会計課
 長に、かいにあっては出納員に合議しなければならない。

(1) 概算払をするとき（負担金（契約に係るものを除く。）、
 給与その他の給付、共済費、扶助費及び補助金等を除く。）

(2)～(4) [略]

（支出事務の委託）

第72条 令第165条の3第1項の規定により私人に支出事務を委託
 するときは、委託支払資金内訳書を添えて資金を交付するものと
 する。この場合において支払に支障のないかぎり、なるべく分割
 して交付しなければならない。

2 支出事務の委託を受けた者（以下本条において「受託者」とい
 う。）は、当該委託に係る経費の支払については支払のつど支出
 整理簿に登記し、債権者から領収書を受け取り、関係書類とともに
 整理しておかなければならない。ただし、知事が特に認めたも
 のについては、支出整理簿の登記を省略することができる。

3～5 [略]

（小切手の記載）

第82条 [略]

2～4 [略]

5 官公署、資金前渡職員（支出事務を委託された私人を含む。）
 、指定金融機関等又は自己を受取人として振り出す小切手には、
 これに指図禁止の旨を記載しなければならない。

6 [略]

（整理区分）

第141条 前条の歳入歳出外現金及び保管有価証券は、次の区分に
 よって整理しなければならない。

(1) [略]

(2) 保管金

ア～カ [略]

第3号から第5号まで及び第7号から第13号までに掲げる経費の
 うち宮崎県事務決裁規程（昭和40年訓令第1号）に定める次長及
 び課長の専決すべきものに係る予算執行何については、この限り
 でない。

(1) 報償費のうち次に掲げるもの

ア 謝礼金等役務の提供に対する反対給付で、1人1時間につ
 き県内に住所を有する者にあつては1万円、県外に住所を有
 する者にあつては3万円を超えるもの

イ 物品の購入その他の経費で、1件につき3万円（金券又は
 これに類するものの購入にあつては1万円）を超えるもの

(2)～(13) [略]

3 [略]

4 過年度支出をしようとするとき（自動口座振替により支払うた
 めに資金前渡をする日が出納閉鎖日の翌日以降となった場合を除
 く。）は、部局にあっては財政課長及び会計課長に、かいにあつ
 ては出納員に合議しなければならない。

5 次の各号のいずれかに該当するときは、部局にあっては会計課
 長に、かいにあっては出納員に合議しなければならない。

(1)～(3) [略]

（支出事務の委託）

第72条 法第243条の2第1項の規定により指定公金事務取扱者に
 支出事務を委託するときは、委託支払資金内訳書を添えて資金を
 交付するものとする。この場合において支払に支障のないかぎり
 、なるべく分割して交付しなければならない。

2 支出事務の委託を受けた指定公金事務取扱者（以下本条におい
 て「受託者」という。）は、当該委託に係る経費の支払について
 は支払のつど支出整理簿に登記し、債権者から領収書を受け取り
 、関係書類とともに整理しておかなければならない。ただし、知
 事が特に認めたものについては、支出整理簿の登記を省略するこ
 とができる。

3～5 [略]

（小切手の記載）

第82条 [略]

2～4 [略]

5 官公署、資金前渡職員（支出事務を委託された指定公金事務取
 扱者を含む。）、指定金融機関等又は自己を受取人として振り出
 す小切手には、これに指図禁止の旨を記載しなければならない。

6 [略]

（整理区分）

第141条 前条の歳入歳出外現金及び保管有価証券は、次の区分に
 よって整理しなければならない。

(1) [略]

(2) 保管金

ア～カ [略]

キ 森林環境税に係る徴収金

(3)～(5) [略]
 2 [略]
 (亡失又は損傷の報告及び認定)
 第 229 条 [略]
 2～4 [略]
 5 前各項の規定は、法第 243 条の 2 の 2 第 1 項各号に掲げる行為をする権限を有する職員及び次条に規定する職員が、県に損害を与えた場合において準用する。
 (賠償責任を有する補助職員の指定)
 第 229 条の 2 法第 243 条の 2 の 2 第 1 項各号に掲げる行為をする権限を有する職員の事務を直接補助する職員は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める職員とする。
 (1)～(4) [略]

別表第 3（第 7 条関係）

本庁会計課の 出納員	[略] 観光推進課の金 銭分任出納員	[略]
[略]		
県税・総務事 務所の出納員	[略]	1 県税に係る徴収金及び 依頼を受けた県税外収入 金の収納並びに地方法人 特別税、特別法人事業税 及び軽自動車税の環境性 能割に係る徴収金の受入 れに関すること。 2 [略]
[略]		
総合農業試験 場の出納員	総合農業試験場 畑作園芸支場の 金銭分任出納員	[略]
[略]		

別表第 7（第 58 条関係）

[略]

備考

- [略]
- 支出負担行為の内容の変更をしようとする場合における合議については、次のとおりとする。
 (1) 支出負担行為の額を変更しようとする場合において、その変更前の額又は変更後の額が合議区分の欄に掲げる額に該当するときは、会計課長（かいにあっては、出納員）に合議すること。ただし、当該変更が工事請負費以外の経費に係るものであってその変更後の額が当初の額の 100 分の 130 を超えるときは、当該変更後の額により合議区分を決定すること。

(3)～(5) [略]
 2 [略]
 (亡失又は損傷の報告及び認定)
 第 229 条 [略]
 2～4 [略]
 5 前各項の規定は、法第 243 条の 2 の 8 第 1 項各号に掲げる行為をする権限を有する職員及び次条に規定する職員が、県に損害を与えた場合において準用する。
 (賠償責任を有する補助職員の指定)
 第 229 条の 2 法第 243 条の 2 の 8 第 1 項各号に掲げる行為をする権限を有する職員の事務を直接補助する職員は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める職員とする。
 (1)～(4) [略]

別表第 3（第 7 条関係）

本庁会計課の 出納員	[略] スポーツランド 推進課の金銭分 任出納員	[略]
[略]		
県税・総務事 務所の出納員	[略]	1 県税に係る徴収金及び 依頼を受けた県税外収入 金の収納並びに地方法人 特別税、特別法人事業税 、軽自動車税の環境性能 割及び森林環境税に係る 徴収金の受入れに関する こと。 2 [略]
[略]		
総合農業試験 場の出納員	総合農業試験場 の金銭分任出納 員	総合農業試験場に属する生 産物又は不用品の売払代金 の収納に関すること。
	総合農業試験場 畑作園芸支場の 金銭分任出納員	[略]
[略]		

別表第 7（第 58 条関係）

[略]

備考

- [略]
- 支出負担行為の内容の変更をしようとする場合における合議については、次のとおりとする。
 (1) 支出負担行為の額を増額変更しようとする場合において、変更後の額が合議区分の欄に掲げる額に該当するときは、会計課長（かいにあっては、出納員）に合議すること。ただし、当該変更が工事請負費以外の経費に係るものであってその変更後の額が当初の額の 100 分の 130 を超えるときは、当該変更後の額により合議区分を決定すること。
 (2) 支出負担行為の額を減額変更しようとする場合において、100 万円以上の減額をするときは、会計課長（かいにあっては、出納員）に合議すること。

(2) 支出負担行為の額の変更を伴わない場合は、債権者情報(管理課、会計課又は物品管理調達課で登録しているものに限る。)の変更を目的とするものを除き、会計課長(かいにあっては、出納員)に合議すること。

3 [略]

(3) 支出負担行為の額の変更を伴わない場合は、債権者情報の変更を目的とするものを除き、会計課長(かいにあっては、出納員)に合議すること。

3 [略]

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の宮崎県財務規則(以下「改正後の規則」という。)第47条及び第72条の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)による改正後の地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「改正後の法」という。)第243条の2第1項の規定による指定を受けた指定公金事務取扱者(同条第2項に規定する指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。)について適用し、施行日の前日において地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号。以下「令和6年改正政令」という。)第1条の規定による改正前の地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項、第158条の2第1項又は第165条の3第1項の規定により現に公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務を行わせている者(改正後の法第243条の2第1項の規定による指定を受けた指定公金事務取扱者を除く。)については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の規則第47条第3項ただし書の規定は、前項に規定する現に公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務を行わせている者のうち施行日以後に令和6年改正政令附則第2条第1項の規定により同項に規定する従前の公金事務を行わせるものについても、適用する。

告 示

宮崎県災害対策本部規程の一部を改正する告示をここに公表する。

令和6年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第185号

宮崎県災害対策本部規程の一部を改正する告示

宮崎県災害対策本部規程(昭和38年宮崎県告示第381号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																		
<p>(本部長)</p> <p>第4条 災害対策本部長は、<u>宮崎県部設置条例</u>(平成16年宮崎県条例第4号)に規定する部の長、政策調整監、危機管理統括監、会計管理者、企業局長、病院局長、教育長及び警察本部長をもって充てる。</p> <p>(組織)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 部に部長、副部長、<u>事務局長(総合対策部に限る。)</u>及び<u>副事務局長(総合対策部に限る。)</u>を、室に室長及び副室長(警備対策室を除く。)を、班に班長及び班員を置く。</p> <p>3 部長、室長、副部長、副室長、<u>事務局長、副事務局長</u>及び班長は、別表第2の左欄の区分に応じ、同表の右欄に掲げる職にあるものをもって充てる。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>(部長、室長等の職務)</p> <p>第6条 次の表の左欄に掲げる職にある者の職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>副室長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第1(第5条関係)</p>	職	職務	[略]		副室長	[略]	[略]		<p>(本部長)</p> <p>第4条 災害対策本部長は、<u>宮崎県部等設置条例</u>(平成16年宮崎県条例第4号)に規定する部等の長、政策調整監、危機管理統括監、会計管理者、企業局長、病院局長、教育長及び警察本部長をもって充てる。</p> <p>(組織)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 部に部長、副部長及び<u>災害報道監</u>を、室に室長及び副室長(警備対策室を除く。)を、班に班長及び班員を置く。</p> <p>3 部長、室長、副部長、副室長、<u>災害報道監</u>及び班長は、別表第2の左欄の区分に応じ、同表の右欄に掲げる職にあるものをもって充てる。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>(部長、室長等の職務)</p> <p>第6条 次の表の左欄に掲げる職にある者の職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>副室長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>災害報道監</u></td> <td><u>部長の命を受けて、災害に係る広報及び報道を総括する。</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第1(第5条関係)</p>	職	職務	[略]		副室長	[略]	<u>災害報道監</u>	<u>部長の命を受けて、災害に係る広報及び報道を総括する。</u>	[略]	
職	職務																		
[略]																			
副室長	[略]																		
[略]																			
職	職務																		
[略]																			
副室長	[略]																		
<u>災害報道監</u>	<u>部長の命を受けて、災害に係る広報及び報道を総括する。</u>																		
[略]																			

部及び室	班	部及び室	班
総合対策部	<u>総括班</u> <u>救助対応班</u> <u>情報・連絡調整班</u> <u>災害医療・保健班</u> <u>被災者支援班</u> <u>社会基盤対策班</u> <u>復旧・復興対策班</u> <u>災害対策本部支援班</u> <u>現地対策班</u>	総合対策部	<u>企画調整班</u> <u>応急対策班</u> <u>情報分析班</u> <u>総務班</u> <u>広報班</u> <u>応援職員受援・派遣班</u>
総合政策対策室	[略] <u>広域連携推進班</u> [略] 人権同和対策班 国スポ・障スポ準備班 <u>競技力向上推進班</u>	総合政策対策室	[略] <u>広域連携班</u> [略] 人権同和対策班
総務対策室	[略] 総務事務センター班	総務対策室	[略] 総務事務センター班 <u>消防保安班</u>
福祉保健対策室	[略] 医療政策班 <u>薬務対策班</u> [略] <u>感染症対策班</u> [略]	福祉保健対策室	[略] 医療政策班 [略] <u>薬務感染症対策班</u> [略]
[略]		[略]	
県土整備対策室	[略]	県土整備対策室	[略]
[略]		宮崎国スポ・障スポ 対策室	<u>総務企画班</u> <u>競技・式典班</u> <u>施設整備班</u> <u>競技力向上推進班</u>
[略]		[略]	[略]

別表第 2（第 5 条関係）

別表第 2（第 5 条関係）

[略]	
県土整備対策室長	[略]
[略]	
文教対策室副室長	[略]
[略]	
県土整備対策室副室長	[略]
[略]	
水防本部副部長	[略]
総合対策部事務局長	危機管理課長
総合対策部副事務局長	消防保安課長
総括班長	危機管理課課長補佐
救助対応班長	消防保安課課長補佐
情報・連絡調整班長	危機管理課主幹又は副主幹
災害医療・保健班長	福祉保健課主幹又は副主幹
被災者支援班長	危機管理課主幹又は副主幹
社会基盤対策班長	管理課主幹又は副主幹
復旧・復興対策班長	危機管理課課長補佐

[略]	
県土整備対策室長	[略]
宮崎国スポ・障スポ対策室長	宮崎国スポ・障スポ局長
[略]	
文教対策室副室長	[略]
災害報道監	総合政策部次長
[略]	
県土整備対策室副室長	[略]
宮崎国スポ・障スポ対策室副 室長	宮崎国スポ・障スポ局次長
[略]	
水防本部副部長	[略]
企画調整班長	危機管理局长
応急対策班長	消防保安課長
情報分析班長	総務部次長
総務班長	商工観光労働部次長
広報班長	総合政策部次長
応援職員受援・派遣班長	総務部次長

災害対策本部支援班長	総務課課長補佐	[略]	[略]
現地対策班長	総務部次長	[略]	[略]
[略]		[略]	[略]
広域連携推進班長	広域連携推進室長	広域連携班長	広域連携課長
[略]		[略]	[略]
人権同和対策班長	[略]	人権同和対策班長	[略]
国スポ・障スポ準備班長	国スポ・障スポ準備課長	[略]	[略]
競技力向上推進班長	競技力向上推進課長	[略]	[略]
[略]		[略]	[略]
総務事務センター班長	[略]	総務事務センター班長	[略]
[略]		消防保安班長	消防保安課長
[略]		[略]	[略]
医療政策班長	[略]	医療政策班長	[略]
薬務対策班長	薬務対策課長	[略]	[略]
[略]		[略]	[略]
感染症対策班長	感染症対策課長	薬務感染症対策班長	薬務感染症対策課長
[略]		[略]	[略]
工事検査班長	[略]	工事検査班長	[略]
[略]		総務企画班長	総務企画課長
		競技・式典班長	競技・式典課長
		施設調整班長	施設調整課長
		競技力向上推進班長	競技力向上推進課長
[略]		[略]	[略]

別表第 3 (第 7 条関係)

宮崎県災害対策部事務分掌表

共通分掌事務		
1 災害対策本部長の特に命ずること。		
2 総合対策部長の特に命ずること。(総合対策部に限る。)		
3 他の部、室及び班への応援に関すること。		
部室名	班名	分掌事務
総合対策部	総括班	1 災害対策の企画及び総合対策部の総合調整に関すること。 2 緊急対応案件及び災害対策本部長等指示事項への対応に関すること。 3 自衛隊の災害派遣要請を含む広域的な支援に係る派遣の要請に関すること。 4 国への連絡及び被害報告に関すること。 5 後方支援拠点の運用調整に関すること。 6 災害対策情報の分析に関すること。 7 災害関連情報(気象、地震、津波、噴火等の情報をいう。)の分析に関すること。 8 各部局対策室との連携調整に関すること。 9 災害対策の立案に関すること。 10 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用に関すること。 11 災害報道に関すること。 12 災害広報に関すること。 13 災害写真等の収集整理に関すること。 14 被害者相談総合窓口に関すること。

別表第 3 (第 7 条関係)

宮崎県災害対策部事務分掌表

部室名	班名	分掌事務
総合対策部	企画調整班	1 総合対策部の総合調整に関すること。 2 総合対策部の運営に関すること。 3 災害対策本部会議の準備及び実施に関すること。 4 政府との連絡調整に関すること。 5 各部局対策室との連絡調整に関すること。 6 視察等の連絡調整に関すること。 7 通信インフラの状況把握に必要な通信の確保に関すること。 8 市町村との通信確保に関すること。 9 災害対策用オペレーションシステムの管理及び運用に関すること。 10 通信機器の管理及び運用に関すること。 11 ドローン等による現地撮影に関すること。

	<p>15 被害状況等の問合せに関すること。</p> <p>16 県議会への報告等に関すること。</p>		
救助対応班	<p>1 ヘリコプターの運用調整に関すること。</p> <p>2 救助関係機関との連携及び調整に関すること。</p>	応急対策班	<p>1 ヘリコプターの運用調整に関すること。</p> <p>2 空域の指定に係る調整に関すること。</p> <p>3 救助関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>4 消防応援活動調整本部の運営に関すること。</p> <p>5 自衛隊派遣要請の調整に関すること。</p> <p>6 後方支援拠点の運用調整に関すること。</p> <p>7 保健医療福祉調整本部との連絡調整に関すること。</p> <p>8 DMAT調整本部との連絡調整に関すること。</p> <p>9 指定避難所等に関すること。</p> <p>10 二次避難に関すること。</p> <p>11 被災者支援に関すること（各部局対策室の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>12 物資の調達及び提供並びに搬送拠点との調整に関すること。</p> <p>13 燃料の調達に関すること。</p> <p>14 義援物資の受入れに関すること。</p>
情報・連絡調整班	<p>1 災害情報の収集及び取りまとめに関すること。</p> <p>2 被害情報の収集及び取りまとめに関すること。</p> <p>3 地方支部との連絡に関すること。</p> <p>4 市町村との連絡に関すること。</p> <p>5 市町村からの各種要請に関すること。</p> <p>6 災害情報の記録に関すること。</p> <p>7 被害情報の記録及び集計に関すること。</p>	情報分析班	<p>1 災害情報の収集及び分析に関すること。</p> <p>2 災害対策の立案に関すること。</p> <p>3 広域避難に係る初期調整に関すること。</p> <p>4 災害対策本部等の撤収に関すること。</p> <p>5 市町村及び地方支部との連絡調整に関すること。</p> <p>6 市町村へのリエゾン派遣調整に関すること。</p> <p>7 被災者等の氏名公表に係る調整に関すること。</p>
災害医療・保健班	<p>1 救命関係機関との連携及び調整に関すること。</p> <p>2 災害時医療対応方針の企画及び調整に関すること。</p> <p>3 傷病者等の搬送に関すること。</p> <p>4 傷病者の収容、医療関係資材の確保等医療活動の支援に関すること。</p> <p>5 避難所等における保健衛生及び防疫対策に関すること。</p> <p>6 遺体対応に関すること。</p>	総務班	<p>1 関係機関リエゾンとの連絡調整に関すること。</p> <p>2 車両通行に係る事務に関すること。</p> <p>3 災害対策本部の設営及び運営支援に関すること。</p> <p>4 災害対策用資機材の確保及び管理に関すること。</p> <p>5 総合対策部員の給食に関すること。</p> <p>6 市町村に派遣するリエゾンの宿舎等の確保に関すること。</p> <p>7 災害対策に係る文書、図画等の整理に関すること。</p>
被災者支援班	<p>1 避難所の情報収集に関すること。</p> <p>2 避難所運営の支援に関すること。</p> <p>3 要配慮者対策に関すること。</p> <p>4 物資の調達及び供給に関すること。</p> <p>5 物資の提供又は搬送に係る関係機関との連携及び調整に関すること。</p>	広報班	<p>1 災害広報に関すること。</p> <p>2 災害報道に関すること。</p> <p>3 知事等記者会見に関すること。</p> <p>4 被害状況等の問合せ対応に関すること。</p> <p>5 被災者相談窓口に関すること（各部局</p>

		<p>6 物資の集積場所の確保及び搬送に関すること。</p> <p>7 災害ボランティアの情報収集に関すること。</p> <p>8 県社会福祉協議会との連携に関すること。</p> <p>9 学校及び教育関連対策に関すること。</p>			<p>対策室の所掌に属するものを除く。)</p>
	社会基盤対策班	<p>1 道路、河川、港湾等の社会インフラに関すること。</p> <p>2 農林水産業関連施設に関すること。</p> <p>3 電気、水道、ガス等のライフラインの復旧等に関すること。</p> <p>4 情報及び通信関係インフラに関すること。</p> <p>5 危険物、有害物質、劇薬等による2次災害対策に関すること。</p> <p>6 がれき、廃棄物等の処理に関すること。</p>		応援職員受援・派遣班	<p>1 応援職員に係るBCP推進会議事務局等との連絡調整に関すること。</p> <p>2 応援職員に係る県内の市町村、市長会及び町村会との調整に関すること。</p> <p>3 応援職員に係る九州地方知事会(現地応援事務所含む。)及び全国知事会との調整に関すること。</p> <p>4 応援職員の調整、派遣等に関すること。</p> <p>5 応援職員の交通手段及び宿泊場所の確保に関すること。</p>
	復旧・復興対策班	<p>1 生活再建に向けた諸施策に関すること。</p> <p>2 応急仮設住宅等に関すること。</p> <p>3 その他復旧及び復興に関すること。</p>			
	災害対策本部支援班	<p>1 災害対策本部の設営に関すること。</p> <p>2 災害対策用装備資機材の確保及び管理に関すること。</p> <p>3 災害対策本部運営の諸業務に関すること。</p> <p>4 緊急車両通行証の発行に関すること。</p> <p>5 財務会計及び出納処理に関すること。</p> <p>6 総合対策部員の給食に関すること。</p> <p>7 総合対策部員の健康管理に関すること。</p> <p>8 国現地対策本部等支援要員の宿舎確保に関すること。</p> <p>9 災害対策に必要な通信の確保に関すること。</p> <p>10 電気設備及び機械設備の保全に関すること。</p> <p>11 本庁BCP推進会議事務局との連携及び調整に関すること。</p> <p>12 災害救助法に関連する業務に関すること。</p>			
	現地対策班	<p>1 災害現地対策及び調整に関すること。</p>			
総合政策対策室	[略]			総合政策対策室	[略]
	広域連携推進班	[略]		広域連携班	[略]
	[略]			[略]	
	生活・協働・男女参画班	<p>1～3 [略]</p>		生活・協働・男女参画班	<p>1 県社会福祉協議会との連携に関すること。</p> <p>2～4 [略]</p>
	[略]			[略]	

	人権同 和対策 班	[略]		人権同 和対策 班	[略]
	国スポ ・障ス ポ準備 班	1 総合対策部及び他班への応援に関する こと。			
	競技力 向上推 進班	1 総合対策部及び他班への応援に関する こと。			
総務対 策室	[略]		総務対 策室	[略]	
	総務事 務セン ター班	1 [略]		総務事 務セン ター班	1 職員の健康管理に関すること。 2 [略]
				消防保 安班	1 高圧ガス製造者、都市ガス及び液化石 油ガス販売事業者並びに火薬類製造業者 等の災害対策に関すること。
福祉保 健対策 室	福祉保 健班	1～4 [略]	福祉保 健対策 室	福祉保 健班	1～4 [略] 5 生活再建に向けた諸政策に関すること 。
	[略]			[略]	
	医療政 策班	[略]		医療政 策班	[略]
	薬務対 策班	1 災害時の医薬品供給に関すること。 2 毒劇物の災害対策に関すること。			
	[略]			[略]	
	衛生管 理班	1 [略] 2 環境衛生施設の災害対策及び被害調査 に関すること。 3～6 [略]		衛生管 理班	1 [略] 2 避難所等における保健衛生及び防疫対 策に関すること。 3 遺体対応に関すること。 4～7 [略]
	[略]			[略]	
	感染症 対策班	1 [略]		薬務感 染症対 策班	1 [略] 2 災害時の医薬品供給に関すること。 3 毒劇物及び毒劇物取扱施設の災害対策 に関すること。
	[略]			[略]	
環境森 林対策 室	[略]		環境森 林対策 室	[略]	
	循環社 会推進 班	1 災害時の廃棄物対策に関すること。		循環社 会推進 班	1 がれき、廃棄物等の処理に関すること 。
	[略]			[略]	
商工観 光労働 対策室	[略]		商工観 光労働 対策室	[略]	
	企業立 地推進 班	1 [略]		企業立 地推進 班	1 [略] 2 放射性廃棄物保管施設の災害対策に関 すること。
	[略]			[略]	
[略]	[略]		[略]	[略]	
県土整 備対策 室	[略]		県土整 備対策 室	[略]	
	営繕班	1 [略] 2 財産総合管理班の支援に関すること。		営繕班	1 [略] 2 電気設備及び機械設備の保全に関する こと。
	[略]			[略]	
			宮崎国	総務企	1 総合対策部及び他班への応援に関する

				スポ・ 障スポ 対策室	画班 競技・ 式典班 施設調 整班 競技力 向上推 進班	こと。 1 総合対策部及び他班への応援に関する こと。 1 総合対策部及び他班への応援に関する こと。 1 総合対策部及び他班への応援に関する こと。
会計管 理対策 室	会計班	1・2 [略]		会計管 理対策 室	会計班	1・2 [略] 3 総合対策部の財務会計及び出納処理に 関すること。 4 [略]
		3 [略]				
		[略]				[略]
		[略]				[略]

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

